

年度

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

市 処 理 欄	年度	年度

受付印

洲本市長様

年 月 日 提出

〔特別徴収義務者〕
給与支払者

名称
(氏名)

所在地
(住所)

法人番号

担
当
者

フリガナ

氏名

電話

特別徴収
指定番号

給与所得者	フリガナ		新姓	(ア)特別徴収税額 (年額税)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額				
	氏名			円	月分から	月分から					年 月 日	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 ()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	円
	生年月日	大・昭・平 年 月 日		円	月分まで	月分まで								
	個人番号			円										
	住所 1月1日現在													
住所 異動後														

◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載して下さい。◀

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地〒 名称	特別徴収指定番号 (電話 - -)	左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。
-----------------------	------------	-----------------------	---------------------------------------

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。◀

一 括 徴 収	一括徴収する場合	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備 考
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で 本人からの申出があったため。	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収 の継続の希望がないため。				
	一括徴収しない場合				
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与または退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。					点検

- 記 載 注 意
- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。
 - 太線 で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
 - 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
 - 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。
一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。
一括徴収しない場合には、理由欄の1から4のうち該当する項目を○で囲んでください。

で退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合

異動届記入例（従業員の方の退職等により、残りの税額を事業所が一括して納付する場合）

年度		市町村民税 道府県民税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		市 処 理 欄		年度		年度	
受付印		名称 (氏名)		株式会社〇〇〇〇商事		担当 者		給与担当 係		特別徴収 指定番号		〇〇××△△	
フリガナ		所在地 (住所)		××県△△市〇〇		フリガナ 氏名		山田 太郎					
フリガナ		法人番号		×××××△△△△〇〇〇〇		電話		××-××××-××××					
フリガナ		(ア)特別徴収税額 (年額税)		120,000		(イ)徴収済額		6月分から		(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)		8月分から	
氏名		異動年月日		R6年		異動の事由		1 転勤 2 退職		異動後の未徴収 税額の徴収方法		1 特別徴収継続	
生年月日		異動の事由		8月31日		2 退職		3 死亡		2 一括徴収		3 普通徴収 (本人が納付する)	
個人番号		7月分まで		20,000		4 休職		5 長欠		6 その他			
住所		100,000				6 その他							
1月1日現在													
異動後													
同上													
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載して下さい。◀													
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地〒		特別徴収指定番号		左記特別徴収義務者へは月割額		円を		月分から徴収するよう連絡済です。			
名称		(電話)									
◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。◀													
一括徴収する場合		徴収予定月日		徴収予定額		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		備考					
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で 本人からの申出があったため。		8月31日		100,000円		100,000円		左記の一括徴収した税額は		8		月分で納入します。(翌月10日納期)	
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収 の継続の希望がないため。													
一括徴収しない場合													
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。													
2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)													
3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与または退職手当等の支払がないため。													
4 死亡による退職のため。													
記		1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに それぞれ関係市区町村へ提出してください。		2 太線 で囲んでいる部分についてのみ記載してください。		3 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、 その年の1月1日から退職時まで控除した社会保険料の額を記載してください。		4 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。 一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。 一括徴収しない場合には、理由欄の1から4のうち該当する項目を○で囲んでください。					

異動があった従業員の方のお名前、生年月日、住所等をご記入下さい。

退職、転職など、住民税を天引きできなくなった理由を選び、残りの税額についてどのように徴収するかを選んで下さい。

2. 一括徴収...残りの税額を従業員の方の最後の給与又は退職手当等から一括して徴収し、納付します。なお、一括して納付する月を下記赤枠内にご記入下さい。

残りの税額を一括で徴収する場合は、一括して納付する月を記載して下さい。(※翌月10日納期)

あ 退職の日が一月一日から四月三十日まで徴収していただく間には、本人からの申出がない場合は、本人からの申出がない場合で

異動届記入例（従業員の方の退職等により、残りの税額を本人が普通徴収により支払う場合）

年度		年度		年度	
市町村民税 道府県民税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書	
受付印		名称 株式会社〇〇〇〇商事		給与担当 山田 太郎	
所在地 (住所)		××県△△市〇〇		フリガナ 氏名	
法人番号		×××××△△△△〇〇〇〇		電話	
フリガナ		スモト ハナコ		特別徴収 指定番号	
氏名		洲本 花子		〇〇××△△	
生年月日		大昭平 63年 6月 26日		係	
個人番号		×××××△△△△〇〇〇〇		特別徴収 指定番号	
住所		1月1日現在 洲本市 本町1-4-10		係	
異動後		同上		特別徴収 指定番号	
特別徴収 税額		120,000		係	
徴収済額		6月分から		係	
未徴収税額		9月分から		係	
異動年月日		R6年 8月31日		係	
異動の事由		1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他		係	
異動後の未徴収 税額の徴収方法		1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)		係	
1月				係	

③ 普通徴収・・・残りの税額を従業員本人が納付します。(この異動届を確認した後、洲本市からご本人様に納付書をお送りします。)

退職、転職など、住民税を天引きできなくなった理由を選び、残りの税額についてどのように徴収するかを選んで下さい。

3. 普通徴収・・・残りの税額を従業員本人が納付します。(この異動届を確認した後、洲本市からご本人様に納付書をお送りします。)

◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載して下さい。◀

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 名称	特別徴収指定番号 (電話 - -)	左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。
-----------------------	-----------	-----------------------	---------------------------------------

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。◀

一括徴収する場合	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。		円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。				
一括徴収しない場合				
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。				
2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)				
3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与または退職手当等の支払がないため。				
4 死亡による退職のため。				

残りの税額を一括で徴収できない理由について、該当するものを選んでください。

処 理 欄 徴 収	年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替	3 一括徴収 4 その他	点 検
	年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替	3 一括徴収 4 その他	点 検

記 載 注 意

- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。
- 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。
一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。
一括徴収しない場合には、理由欄の1から4のうち該当する項目を○で囲んでください。

で退職の日が一月一日から四月三十日まで徴収しての間の方については、本人からの申出がない場合は、本人からの申出がない場合

異動届記入例（従業員の方の転勤等により、特別徴収を別事業所で継続する場合）

年度		年度		年度	
市町村民税 道府県民税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書	
受付印		名称 株式会社〇〇〇〇商事		給与担当 山田 太郎	
特別徴収義務者 名称 株式会社〇〇〇〇商事		所在地 ××県△△市〇〇		特別徴収指定番号 〇〇××△△	
フリガナ スモト ハナコ		フリガナ 山田 太郎		特別徴収指定番号 〇〇××△△	
氏名 洲本 花子		フリガナ 山田 太郎		特別徴収指定番号 〇〇××△△	
生年月日 大昭平 63年 6月 26日		フリガナ 山田 太郎		特別徴収指定番号 〇〇××△△	
個人番号 ××××△△△△〇〇〇〇		フリガナ 山田 太郎		特別徴収指定番号 〇〇××△△	
住所 洲本市 本町1-4-10		フリガナ 山田 太郎		特別徴収指定番号 〇〇××△△	
異動後 同上		フリガナ 山田 太郎		特別徴収指定番号 〇〇××△△	
特別徴収税額 120,000		徴収済額 6月分から 8月分まで 30,000		未徴収税額 9月分から 5月分まで 90,000	
異動年月日 R6年 8月31日		異動の事由 1 転勤		異動後の未徴収税額の徴収方法 1 特別徴収継続	
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載して下さい。◀		◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)一括徴収について次の欄に必ず記載してください。		◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)一括徴収について次の欄に必ず記載してください。	
新しい給与支払者(特別徴収義務者) 所在地 ××××-×××× 〇〇県〇〇市××		特別徴収指定番号		左記特別徴収義務者へは月割額 10,000 円を 9 月分から徴収するよう連絡済です。	
名称 株式会社〇〇〇〇ソリューションズ		(電話 - -)			
一括徴収する場合		一括徴収しない場合		一括徴収しない場合	
理由 1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。		理由 1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。		理由 1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。	
理由 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。		理由 2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)		理由 2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)	
理由 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与または退職手当等の支払がないため。		理由 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与または退職手当等の支払がないため。		理由 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与または退職手当等の支払がないため。	
理由 4 死亡による退職のため。		理由 4 死亡による退職のため。		理由 4 死亡による退職のため。	
注 1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。		注 2 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。		注 3 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。	
注 4 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。		注 5 一括徴収する場合、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に必要事項を記載してください。		注 6 一括徴収しない場合には、理由欄の1から4のうち該当する項目を○で囲んでください。	

異動があった従業員の方のお名前、生年月日、住所等をご記入下さい。

退職、転職など、住民税を天引きできなくなった理由を選び、残りの税額についてどのように徴収するかを選んで下さい。

1. 特別徴収継続・・・転勤等により特別徴収を別事業所で継続する場合に選んで下さい。なお、新しい支払先情報を下の赤枠内に記載して下さい。

従業員の方の転勤先の事業所情報をご記入下さい。(新規事業所の場合、特別徴収指定番号は空欄として下さい。)

転勤先の事業所から、何月分より特別徴収するか記入して下さい。

あ 退職の日が一月一日から四月三十日までの間は、本人からの申出がない場合は、本人からの申出がない場合で